

## ラオス：付加価値税率の変更について

2024年4月25日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

2024年3月19日付で「付加価値税率の変更に関する国家主席令（No003）（以下、国家主席令）」が発行され、付加価値税率（以下、VAT）を7%から10%へ引き上げることが決定されました。しかしながら、3月19日に国家主席令は施行されたにも関わらず、具体的にいつからVAT10%が適用されるのか、財務省からの通知が待たれる状態が続いていました。そして、ようやく、2024年4月23日付で財務省より国家主席令の施行に関する通知（以下、通知）が発行され、**2024年5月1日から**VAT10%が適用されることが、通知されました。通知の内容について簡単に解説いたします（但し、政府予算に係るプロジェクト費に関しては除きます）。なお、2022年1月1日にVATは、10%から7%へ引き下げられており、今回の引き上げは、元の税率に戻ったかたちとなっています。



### 2. VAT10%の適用開始について

原則、2024年5月1日以降、ラオス国内において、以下で規定する商品及びサービスの提供者は、VAT10%を徴収する必要があります。

- (1) 海外及び（ラオス国内の）経済特区内から（ラオス国内/経済特区外へ）輸入される商品
- (2) VATシステムに登録している個人、法人、団体からラオス国内で提供される商品又はサービス
- (3) ラオスで会社を登記していない法人から提供される商品又はサービス
- (4) ただし、5月の初頭に発行される4月に利用した電気代、水道代、電話代の請求については、利用した月のVATが適用されるため、VAT7%が適用されます。
- (5) 例えば、建設、保険など2024年4月以前から契約を結んでいる商品やサービスにおいて、VAT7%の期間に提供した商品やサービスに対して、5月以降に請求書を発行する場合は、VAT10%を徴収します。なお、サービスが完了していなくても、もしくは、前金を受け取っていても10%が適用されます。（商品とは国内で生産された製品や外国から輸入された商品を意味します）

### 3. VAT 申告書について

#### (1) アウトプット VAT について

2024年5月1日以前から、すでにVAT10%徴収していた場合、VAT申告書における21番の欄（VAT納税者が政府へ追加納税するVATの額（控除された額、法律が規定する税率を超えて徴収した額、その他）を計上する欄）へ過剰徴収した3%分を計上する必要があります。

#### (2) インプット VAT について

2024年3月及び/又は4月にVAT10%を徴収されていた場合、VAT申告書における20番の枠（納税者に返還される額を計上する欄）へ払いすぎた3%分のVATを計上し、相殺又はVATの還付を受けることができます。

(3) 2024年4月時点で相殺しきれていない、VAT7%期間中のインプットVATは、法律に基づき、相殺、還付請求することが可能です。

### 4. VAT10%の実施について

VAT10%への切り替えについて、実際に問題や困難が生じている場合、通知の内容が不明瞭な場合などは、財務省税務局VAT管理課（021-243416）へ問い合わせることが可能です。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを

提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。